

下記の業務について、企画提案に係る手続開始にあたり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和6年6月11日

静岡県知事 鈴木康友

## 1 業務概要

### (1) 業務名

令和6年度性の多様性に関する企業等への専門家派遣事業業務委託

### (2) 業務内容

「令和6年度性の多様性に関する企業等への専門家派遣事業業務委託仕様書」のとおり

### (3) 契約限度額

5,000,000円（税込）

## 2 契約期間

契約締結日から令和7年2月28日（金）まで

## 3 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 静岡県が発注する一般業務の委託に係る競争入札参加資格において、競争入札参加資格を有する者であること。
- (3) 過去3年間に、民間企業又は官公庁の発注する本業務に類似した業務を履行した実績を有する者であること。
- (4) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者（更正手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 次のアからキのいずれにも該当しない者であること。
  - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
  - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
  - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
  - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
  - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
  - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約の他の契約を締結している者

#### 4 選定基準

提出された書類と説明に基づき総合的に審査して決定する。

#### 5 手続等

##### (1) 担当部局

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁西館6階  
静岡県くらし・環境部男女共同参画課  
電話：054-221-3363 E-mail:danjyo@pref.shizuoka.lg.jp

##### (2) 企画提案募集要項及び仕様書の配布

ア 交付期間 令和6年6月11日（火）から令和6年7月1日（月）まで  
イ 交付場所 上記(1)及び県ホームページ（入札・業務委託・プロポーザル等（くらし・環境部））  
<https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/nyusatsukobai/nyusatsukurashi/1063918.html>

##### (3) 提出書類

ア 提出書類 企画提案参加申込書、業務計画書、見積書、その他企画提案募集要項に記載された書類  
イ 提出期限 令和6年7月10日（水）午後5時まで 郵送又は持参  
ウ 提出場所 上記(1)に同じ

##### (4) プレゼンテーション

ア 日時 令和6年7月22日（月）の男女共同参画課が指定した時間  
イ 場所 オンライン（Zoomによる開催）

#### 6 その他

- (1) 詳細は企画提案募集要項及び仕様書による。
- (2) 説明会は行わない。
- (3) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (4) 照会窓口は、静岡県くらし・環境部男女共同参画課（電話番号 054-221-3363）とする。